

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

---

県では、奈良県政発展の目標と道筋を示す「奈良新『都』づくり戦略」において、「愉しむ「都」をつくる～県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくる～」ことなどを基本目標としています。

このたび、基本目標を達成する一つの方策として、「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」を策定しました。

計画策定にあたっての基本的な考え方として、国の第4次少子化社会対策大綱策定のための「少子化克服戦略会議提言」（平成30年6月）の中でも示されているように、①「結婚、妊娠、出産、子育ては個人個人の自由な意思決定に基づくものであり、施策は個人の意思決定に介入するものではないこと」、②「選択の多様性への配慮が必要であることが前提であり、その上で、結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえること、ひいては少子化に歯止めをかけることが重要であるという認識を広く共有する」こと、③「児童の権利に関する条約」に定められている「児童の最善の利益」を考慮すること、そして、国連サミットで採択された「SDGs」（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という理念を念頭におき策定しました。

また、計画策定における課題を把握するため、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン（平成27年度～令和元年度）」の目標指標の進捗結果や様々なデータを分析し、計画の課題を、すべての子どもが人権を尊重され、そして健やかに育つために、「家庭と地域の課題を改善すること」としました。

これらのことから、計画の基本理念を「すべての家庭が安心して子育てでき家庭と地域がともに子どもをはぐくむ奈良県」とし、その実現をめざし、「子育て家庭」「子ども」「困難な状況に置かれている子ども」「次代を担う若者」のターゲット別に4つの基本方針を定めました。

その基本方針の推進施策を検討するに際しては、ターゲット別に、「子育ての障壁となっている要因」を有識者、県民会議での声、文献等を参考に「社会の課題」として分類・分析するとともに、その対応策となる具体的な施策を幅広く盛り込むこととしました。

「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」の施策を推進することにより、「家庭」と「地域」を親が安心して子育てできる環境に変えていきます。

## 2 計画の性格・位置づけ

---

この計画は、下記の3つの計画を一体的に策定するものです。少子化対策及び子ども・子育て支援に関連する施策を、各市町村における計画的な施策の実施を支援するための措置を含め、体系的に記載しています。

- (1) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」
- (2) 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」

## 3 計画の期間

---

この計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

## 4 計画の推進体制

---

本計画を実効性のあるものにするため、本県の福祉、医療、健康、教育、労働、警察等関係部局が連携を図り、効果的に施策を推進します。また、住民に身近な市町村が実施主体となっており、子ども・子育て支援を円滑に推進できるよう、必要な支援を行います。

そして、行政だけでなく、「奈良県子ども・子育て応援県民会議」の構成団体をはじめとする地域団体や企業、その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし、協働しながら各施策を推進します。

## 5 計画の評価・点検

---

計画の進捗状況を把握するため、設定した指標により、毎年度評価・点検・公表します。

その結果を踏まえ、子ども・子育て支援関係団体、有識者、市町村等多様な主体が参画する「奈良県子ども・子育て支援推進会議」において、施策の実施状況や課題、今後必要な取組等について審議し、以後の施策に反映します。